

奈良県観光自動車駐車場条例及び奈良県自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第六十二号

奈良県観光自動車駐車場条例及び奈良県自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例

(奈良県観光自動車駐車場条例の一部改正)

**第一条** 奈良県観光自動車駐車場条例（昭和二十七年七月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県自動車駐車場条例

第一条中「観光自動車の」を「自動車の」に、「奈良県観光自動車駐車場」を「奈良県自動車駐車場」に改める。

第二条中「奈良高畠観光自動車駐車場」を「奈良高畠自動車駐車場」に、「奈良大仏前観光自動車駐車場」を「奈良大仏前自動車駐車場」に、「奈良登大路観光自動車駐車場」を「奈良登大路自動車駐車場」に改める。

第三条の表に次のように加える。

注 奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、奈良登大路自動車駐車場における一時間未満の駐車に係る使用料は、無料とする。

(奈良県自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部改正)

**第二条** 奈良県自動車駐車場駐車料金徴収条例（平成八年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例

第三条に次のただし書きを加える。

ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、一時間未満の駐車に係る駐車料金は、無料とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### (奈良県特別会計設置条例の一部改正)

2 奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 自動車駐車場の管理及び運営 奈良県自動車駐車場費特別会計

第二条の表第三号中「奈良県観光自動車駐車場費特別会計」を「奈良県自動車駐車場費特別会計」に改める。